

女性、平和及び安全保障に関するディナール宣言

国連安全保障理事会決議 1325（2000年）の採択から約20年が過ぎ、G7は、武力紛争が男性女性及び男児女児に対して有する固有の不均衡な影響及び紛争のサイクルの全ての段階で彼らが直面する広範な障害に対する国際社会の関心を喚起する。武力紛争の異なる影響と紛争予防と紛争解決において、女性が果たす実質的な役割にもかかわらず、女性が交渉のテーブルにつくことはあまりない。和平合意で、女性の人権や基本的自由を保護する規定が含まれていることはあまりなく、女性以外の多様で相互に関連する形の差別や暴力に直面する人々の人権を保護する規定も同様である。同時に、女性が意義ある形で含まれ、和平プロセスで重要な役割を果たす際に、和平合意はより継続する傾向にある。

この文脈で、我々は、女性の有意義で公平な参画を可能にする包摂的な和平プロセスを支援する重要性を想起する。このことは、女性が意思決定過程において正式な立場を持つこと、及び女性の参画と貢献が、十分に考慮され、合意の交渉と実施の全ての段階で統合されることを確保することを含む。紛争下や予防メカニズムを通じ、紛争後の状況下において、また女性団体や市民社会が担う重要かつ必要な平和構築に関する作業（地方レベルのものも含む）についての更なる認知を求める。包摂的な和平プロセスは、女性と女性団体へ支援を提供することや、彼らの完全で、有意義で、公平な参画に受容的な環境を生み出すことを必要としている。我々は、この観点から、国連安保理決議 1325 の20周年にあたる2020年に至る中で、我々の努力を強化していく意思を再確認する。

紛争下の性的暴力の生存者や犠牲者がしばしば直面する社会的な汚名や排斥は、もはや普通のことではあってはならない。国際社会は、紛争下の性的暴力からの生存者、犠牲者や性的暴力から生まれた子どものニーズに対処することにより生存者や犠牲者を中心とするアプローチを促進する取組やイニシアティブを支援するべく、彼らの家族や社会への統合を容易にし、修復的司法を含む司法を強化し、加害者の責任を追及し、及び医療、精神的、社会的支援を提供することを含む形で、紛争下の性的な暴力が生じないよう動員されなければならない。この観点から、我々は、活動家、市民社会及び民間セクターの役割を認識する。

したがって、女性、平和及び安全保障に関するディナール宣言への参加者として我々は、以下の諸点にコミットする。

- 生存者や犠牲者に特化した医療、精神的及び社会的ニーズに対応するための取組への支援を維持する。我々は、性暴力の生存者や犠牲者のための任意の基金を設立するためのノーベル平和賞受賞であるナディア・ムラドやデニス・ムクウェゲ医師による努力と取組を継続する。
- 生存者や犠牲者に対する医療、精神的、社会的援助や救援を提供することを含め、生存者や犠牲者に対する迅速な支援を強化するため、G7メンバー間の協調を深化する。取組は、既存のイニシアティブに加え、新たなイニシアティブや対策の設置への支援ともなり得る。
- 交渉者、仲介者及び平和構築者としての役割を含む和平プロセスへの女性の参加を支援するためG7メンバー間での調整を強化する。
- 和平協定の交渉や実施において、また地方の女性の平和構築に携わる者や団体への支援の中で、G7女性・平和・安全保障パートナーシップ・イニシアティブにおける枠組みを含む和平プロセス、平和の構築において、女性の完全で、有意義で公平な参画の増加させることを目的としたイニシアティブを奨励する。